

人事・労務を見つめる・・・



# Nozomi-Planning レポート



平成30年11月号 Vol.143



撮影地 和歌山県田辺市 「熊野本宮大社にて」  
撮影者 岡本 歩美

## # 今月のTOPICS #

### 【人事・労務】

- ・今年の年末調整の注意点は!?  
～ 配偶者控除と配偶者特別控除が  
大きく見直されました ～
- ・36協定の留意点

### 【その他】

- ・副業の考察
- ・春・夏・冬のはなし Vol.95
- ・今月の書籍紹介  
「定年後 50歳からの生き方、  
終わり方」
- ・11月の税務と労務の手続き  
[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する  
社会保険労務士を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。  
また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）  
との幅広いネットワークでトータルのバックアップします。

【発行元】合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145  
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」  
<http://www.nozomiplanning.com/>

# ◆ 人事労務 ◆

## ■ 今年の年末調整の注意点は!? ～ 配偶者控除と配偶者特別控除が大きく見直されました ～

配偶者控除については、これまで一律 38 万円（老人控除対象配偶者に該当する場合は加算 10 万円）でしたが、給与を受け取っている従業員本人の合計所得金額により控除額が 3 段階（老人加算も 3 段階）に定められ、合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除は適用できなくなりました。

配偶者特別控除も従業員本人の合計所得金額により控除額が 3 段階に定められました。改正前と同様に本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。そして、対象となる配偶者の合計所得金額は 38 万円超 123 万円以下（改正前は 38 万円超 76 万円未満）に拡大されました。控除額は配偶者の合計所得金額により段階的に定められています。

### ◆ 計算例

（例）従業員本人の合計所得金額 600 万円、配偶者の合計所得金額 95 万円の場合

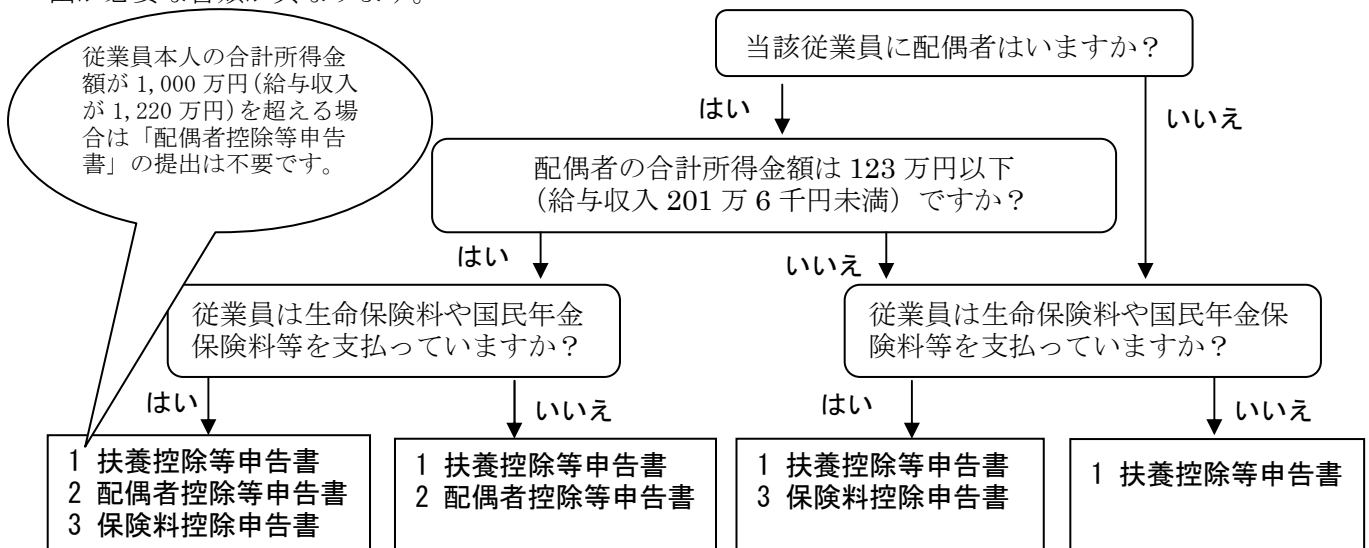
- 従業員本人と配偶者それぞれの合計所得金額から、下表の区分のいずれに該当するかを確認します。
  - ◆ 本人の所得金額 → (A) **900 万円以下** (B) 900 万円超 950 万円以下 (C) 950 万円超 1,000 万円以下
  - ◆ 配偶者の所得金額 → ① 38 万円以下 (70 歳以上) ② 38 万円以下 (70 歳未満) ③ 38 万円超 85 万円以下  
④ **85 万円超 123 万円以下**
- 1 を下表に当てはめると、配偶者控除 → **0 円**、配偶者特別控除 → **310,000 円** となります。

単位：円

		配偶者の所得金額										
		①	②	③	④							
					85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
本人 の 所得	A	480,000	380,000	380,000	360,000	<b>310,000</b>	260,000	210,000	160,000	110,000	60,000	30,000
	B	320,000	260,000	260,000	240,000	210,000	180,000	140,000	110,000	80,000	40,000	20,000
	C	160,000	130,000	130,000	120,000	110,000	90,000	70,000	60,000	40,000	20,000	10,000
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

### ◆ 年末調整の提出書類について

今年の年末調整では配布する書類が 3 枚となり、申告書の様式も変更となりましたが、状況により提出が必要な書類が異なります。



## ■ 36 協定の留意点

働き方改革関連法による労働基準法の改正により、36 協定で定める時間外労働について、罰則付きの上限が設けられ、2019（平成 31）年 4 月から施行されます（中小企業への適用は 1 年遅れ）。

このたびの働き方改革で導入される「時間外労働の上限規制」では、従来“抜け穴”といわれていた特別条項付 36 協定締結の場合の残業時間数に制限を設けることとなります。

現状の 36 協定のルールでは、

- ・時間外労働の上限は、原則「月 45 時間、年 360 時間」
- ・突発的かつ一時的な特別の事情が予想される場合に限り、1 年で 6 ヶ月を超えない期間内で、前述の原則を超える時間外労働時間を設定することができる（特別条項付 36 協定の締結）となっています。この場合、事業主には過労死ラインを意識するなどの安全配慮義務が課せられます。しかし、法律に具体的な定めがないため、実質上限なく残業時間数を設定することができてしまい、かねてより問題視されていました。

そこで今回、既存の 36 協定の扱いが見直され、労働基準法には下記の内容が明記されました。

- 時間外労働の上限は、原則「月 45 時間、年 360 時間」 ※従来通り
- 突発的かつ一時的な特別の事情が予想されるケースに限り、下記の要件を満たす場合、1 年のうち 6 ヶ月を超えない期間内で時間外労働時間数の特別な設定が可能
  - ・年間の時間外労働は月平均 60 時間（「年 720 時間」）以内となること
  - ・休日労働を含み、2 ヶ月間、3 ヶ月間、4 ヶ月間、5 ヶ月間、6 ヶ月間のいずれかの月平均時間外労働時間が「80 時間」を超えないこと
  - ・休日労働を含んで、単月は「100 時間」未滿となること

上記に違反した場合には労基法違反として罰則の対象となり、実効性が担保されることとなります。

こうした改正法に対応すべく、実務の現場においては今後、「年 720 時間」「複数月 80 時間」「1 ヶ月あたり 100 時間」のキーワードを意識することになるでしょう。

ちなみに、「80 時間」「100 時間」は、「過労死ライン」といわれる健康障害のリスクが高まるとする時間外労働時間数に由来しています。

また、新様式は、新たに以下の項目の記載も必要になりました。

- 事業所の労働保険番号と会社の法人番号の記載。  
これにより、労働災害等が発生した場合 36 協定書等の照合がやりやすくなります。
- 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置  
具体的な措置は届出用紙の裏面より選ぶ形式になっています。



\*36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針について厚生労働所の HP をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>



## ◆ その他 ◆

### ■ 副業の考察

社員が副業をしている場合、会社は気を付けなければならないことがあります。それは労働基準法に定められている「労働時間の通算」のことです。

一日の労働時間が8時間を超えると2割5分増しの割増賃金を支払わねばならないことは皆様ご承知のことだと思います。

では、A社で7時間働いたあと、その日にB社で副業として3時間働いた場合はどうなるのでしょうか。A社B社とも8時間は超えていませんが、通算すると10時間となり8時間を超えて働いたこととなります。

労働基準法ではこうした場合、労働時間を通算する決まり(38条1項)ですので2時間分の割増賃金の支払い義務が生じます。

問題はどちらの会社が割増分を支払うかですが時間的に後にその労働者を働かせた方(B社)が支払い義務があるとされています。

B社は、アルバイトとして短時間働かせるつもりで雇用したときでも、A社で何時間働く契約を締結しているかを事前に把握していなければ、労働基準法違反となる可能性があります。従ってA社には内緒で、B社でアルバイトをすることは法違反となる可能性をはらんでいるため、多くの会社は副業を届出制または許可制としているのです。

また、通勤災害の適用については、自宅からA社に向かう際(A社から自宅に帰る際)の被災はまぎれもなく通勤災害となる他、A社での就労後、B社にアルバイトに向かう際(就業の場所から他の就業の場所への移動)の被災も「通勤」に含まれることと法改正がなされ、通勤災害が適用されることとなっています。

これも社会において、副業が広く認知されるようになったあかしといえるでしょう。





八崎さんの  
Vol.95

## 春・夏・冬のはなし



### —ノーベル賞 浮かれてばかり おられません—

「この一剤が国を亡ぼす」と、国家の存亡について熱弁をふるったのは、日赤医療センター長の国頭部長である。」これは平成28年6月の本コラム(No.66)“夢の新薬、制度破壊を招くのか?”の中で、オプジーボに関して冒頭に書いた一節である。

平成26年、オプジーボは先ずメラノーマの薬として発売された。メラノーマは、皮膚のメラニン色素を作る細胞ががん化して起こる病気で、転移した場合の5年生存率は約10%、国内での患者は約4千人という希少がんである。その為高価格で、1年間使用すると1人の患者で3500万円にもなるのだ。そして翌27年12月、非小細胞肺癌の治療に追加承認されると、患者は一斉に10万人を超え、仮にその半数の5万人が1年間使うと薬剤費は1兆7500億円、年間医療費のうち約10兆円の薬剤費が2割近く跳ね上がる計算になる。高額医療費制度で個人負担は10万円前後だが、残りは医療保険や国、自治体の公費で賄われることになる。そこで国頭部長が、この一剤で国が亡びかねないと危機感をあらわにしたのだ。そして最悪の未来予想図として、“破滅回避への処方箋”を提唱した。

“…患者に自己負担してもらい、金が無ければ高額の薬を使えないようにするか、はたまた、例えば後期高齢者である75歳以上はオプジーボは使えないように年齢制限をするか…、もしそれが嫌なら次代につけを回す、破滅を待つだけ…”と極論ともいえる。だが一理ある考えを??した。元来ベストな医療を選ぶべきだと主張し、費用の話には距離をおいていた医師会も、コスト意識を持った医療の転機、即ち医療にも引き際があってもいいのではないか、という考えを示すようになった。ある論議委員は、抗がん剤は本当にコストと効果(延命)が見合うのか?と述べたり、週刊誌までもが、薬のやめ時を“問われる患者の矜持”として問題提起したり…。こうした薬効より薬価についての談論風発を、新薬での治療を待ち望んでいる幾十万の患者はどう聞いていただろう。

あれから3年経った10月1日、日の丸の上でっかいノーベル賞という名誉を背負ったオプジーボが私達の前に戻ってきた。各新聞には歓喜と絶賛の記事で埋め尽くされている。「がん免疫療法確立 オプジーボ実用化」「常識破りの治療 驚異的效果」「免疫ブレーキ発見 高い効果で弾み」「免疫の力 がん退治」…。国内ではすでに7種類のがんに使用され、世界でも60か国以上で、メーカーの売上は6,500億円というのに、今になってもまだ実用化を謳い、驚異的效果を強調するのにもいささか違和感を覚える。それはオプジーボには過去からの課題が依然として残っているのだ。それは効果のある患者は今なお20~30%、そして効果判定までに、免疫という性格上他剤に比べて時間がかかるのだ。長時間使った結果、奏効しなかったと判った時、期待が大きかっただけに患者の心理は、そしてその間のコストは?…。こうした問題を抱えているのだが、ノーベル賞という国をあげての慶事の前に影をひそめているのか…とと思っていたのだが。

ノーベル賞の興奮から覚め始めたと思った時、突然財務省が社会保障費抑制の為の改革案を発表した。曰く、「高額薬は保険対象外」「75歳以上の後期高齢者の自己負担金、1割から2割へ」高額な医薬品は、費用対効果を勘案し、公的保険の対象から外すことも検討…そして新聞の解説の中で、その例としてオプジーボの名が…。75歳以上の人口は伸びる一方、支え手の現役世代は少子化で減る一方、…3年前の論議はどっこい、生きて戻ってきたのだ。3人、いや2人に1人ががんになる時代、がんがん介護のシニアは、ため息ばかりー。

筆者紹介:八崎輝義 日本子バガイギー(株)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、  
現京薬会相談役。著書“エイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



## 「定年後 50 歳からの生き方、終わり方」

(著者：楠木 新 780円+税)

私事ですが、私は今年の9月に還暦を迎えました。還暦を1か月後に控えたある日、何気なく本屋さんで本を見ているとこの本が目にとまりました。自分のこれからを生きるために参考になるのではないかと思いました。特に帯に書かれていた言葉に興味を沸かしました。帯には「定年後の最大の問題は何か知っていますか。健康？お金？いいえ孤独です」とありました。よく、定年後の生活費や健康について書かれた書籍は目にしてきました。しかしこの本は「孤独」と言う別の視点で定年後の生き方について警告を鳴らしています。

書籍の中にこんな記述があります。定年後の時間と会社員として勤務した労働時間を比較したものです。定年後の時間は以下のように算出しています。60歳定年後の自由な時間は1日11時間。75歳を超えると介助を受ける立場になるので半分の5.5時間として平均余命の残り10年を生きるとして計算している。すると11時間×365日×15年(60歳から74歳まで)+5.5時間×365日×10年(75歳から84歳まで)。結果は約8万時間となります。一方、厚生労働省の資料によると、年間総労働時間は1989年で2088時間あったものが少しずつ減少して2016年で1783時間となっています。これらの数値から計算してみると21歳から60歳まで勤めた総労働時間は、8万時間に満たない時間となります。

つまり、会社生活で仕事をしてきたすべての時間よりも長い時間を60歳以後自由な時間として持つことができるのです。本文にも「60歳時点で今後の人生をどのように過ごしたいかという自分自身の主体的な意思や、新たな生き方を見出そうとする姿勢が大事だろう。主体性がなければ、人生の意味を見出すことは難しいからだ。そして、主体的意思や新たな生き方を見出す観点からすれば、やはり50代から「定年後」を検討することが妥当に思える。」とのくだりがあります。そして、帯の最後には、「終わりよければすべてよし」。自営業などを除けばだれもがいつか迎える定年。社会と密接に関わってきた人も、組織を離れてしまうと、仕事や仲間を失って孤立しかねない。お金や健康、時間のゆとりだけでは問題は解決しない。家族や地域社会との良好な関係も重要だ。第2の人生をどう充実させたらよいか。定年後に待ち受ける「現実」を明らかにし、真に豊かに生きるためのヒントを提示する。と記しています。

まさに、定年後、会社という組織を離れて第2の人生をどのように生きるかについて多くのヒントが提示された1冊です。

(執筆 坪内 直樹)



## 11月の税務と労務の手続[提出・納付先]

### 12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出  
[税務署]

### 30日

- 個人事業税の納付<第2期分>  
[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分>  
[郵便局または銀行]
- 健康保険・厚生年金保険料の納付  
[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

### ~ちょっとブレイク~



#### 撮影者コメント

「一年くらい前にはなりますが、和歌山県田辺市にある熊野三山の一つの熊野本宮大社に訪れた時に出会った光景です。

晴天とはいかなかったのですが、見事な紅葉にとっても気分が高揚したことを覚えています。

また訪れたい場所の一つになっています。」

撮影者 岡本歩美

## 当事務所より一言

朝晩冷える日が多くなり、日没も早く、冬の訪れを感じる季節になりました。

先日親戚から自宅でなった柿の実をもらいました。今年は実がたくさんなったようですが、あまりたくさん実がなりすぎると、木が疲弊して翌年はほとんど実がなくなることもあるようです。

無理をして疲れてしまうと休息が必要なのは柿も人も同じですね。

そんな柿は「柿が赤くなれば、医者が青くなる」と言われるほど栄養価が高く、健康食品として非常に優れていると言われています。塩分を排出し、高血圧の予防に効果があるカリウムやビタミンA、ビタミンCが豊富で、特にビタミンCは柿1個で1日の必要量をほぼまかなえるほどだそうです。

また、柿に含まれるビタミンCとタンニンには血液中のアルコール分を外へ排出する働きや副腎機能低下を防止する働きがありますので二日酔いにも効果があります。

風邪が流行る季節になり、年末に向けてお酒を飲む機会も増えますので、柿を食べて風邪予防、二日酔い対策をするのもいいかもしれません。

これからますます寒くなっていきますので、くれぐれもご自愛ください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

b y 久保田 裕美

